

		精度管理上の課題	平成29年度の経過	今後の取組(案)
胃がん	胃X線	<ul style="list-style-type: none"> <li>各集団検診施設(8ヶ所)における平成28年度(速報値・40歳以上)要精検率が0.7~6.3%【許容値11.0%以下】であり、バラツキがある。</li> <li>精密検査結果の推定進達度について、6割が進行及び不明となっており、早期がんの発見割合が低い。</li> <li>治療(手術)結果について、市町村の役割と認識していない市町村があり、未把握が約8割となっており追跡ができていない。</li> </ul>	<p>(1)平成28年度に胃がん検診実施要領検討ワーキング会議を開催しており、このワーキング会議を基に、胃がん検診部会を構成。(委員:6名)</p> <p>(2)胃がん検診部会を開催。 開催日時:平成29年10月18日(水) 主な検討内容: ○平成29年度胃内視鏡検診の実施状況について ○精度管理について ・胃内視鏡検診(判定困難症例の取り扱い等) ・胃X線検診(各集団検診実施機関の要精検率等) ○画像評価の取り決め事項(案)について</p> <p>(3)胃がん検診従事者研修会を開催 ○胃X線 平成30年2月17日(土)開催 内容:「平成28年度発見胃がんの追跡状況、症例検討等」 ○胃内視鏡 開催:①平成30年1月6日(土) ②平成30年3月15日(木) 内容:「対策型胃内視鏡検診の課題等」</p>	<p>【県】 ○個別検診の精検受診勧奨方法について、把握が必要。</p> <p>○検診施設ごとのプロセス指標を集計する。</p> <p>○発見がんの追跡調査を実施する。</p> <p>○検査精度の向上を図る。 ・担当者の検査技術向上のため、従事者研修会を開催する</p> <p>【市町村】 ○精検未受診者の受診勧奨を徹底する。</p> <p>○治療結果についても、把握する。</p> <p>○検診施設ごとのプロセス指標を集計し、県へ提出する。</p> <p>○検診施設との契約時には仕様書を作成し、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」を記載し、検診終了後は遂行について確認する。</p>
	胃内視鏡	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査担当医師の基準(年間100件以上もしくは内視鏡専門医)を設けたが、市町村から判定困難症例及び偶発症の報告があり、画像評価や従事者研修会を継続する必要がある。 判定困難症例8例(網羅性・画像条件・前処置・食物残渣) 偶発症2例</li> </ul>		
大腸がん		<ul style="list-style-type: none"> <li>5がんの中で、要精検者が最多であり、精検受診率は最も低くなっており、市町村の精検未受診者の追跡が十分にできていない。</li> <li>各検診施設において、測定キットが同じであっても、カットオフ値が異なり、陰性カットオフ値が高い場合、偽陽性が多くなっている可能性がある。</li> </ul>	<p>(1)部会長に、左記について説明。 県が取り組むべき方向性及び部会員について、助言いただく。 市町村において、検診施設ごとのプロセス指標を明確にするために集計様式の変更が必要。</p> <p>(2)各委員に、委員就任の依頼及び左記について説明に赴き、承諾を得る。(委員:5名)</p>	
肺がん				
乳がん		<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関・市町村において、症状あり検診への対応が不十分である。(検診の目的の再確認・周知が必要)</li> <li>視触診がなくなり、読影の精度管理が重要となる。</li> <li>過去検診との比較読影、撮影に従事する技師・医師や読影医師の資格状況(講習会を修了し、評価A・Bを取得状況)が未把握であること、読影医師ごとに診断(要精検)に大きなバラツキがある可能性があり、医師の読影技術の向上が必要。</li> <li>読影票や精密検査票が実際の検診と整合が図れているか検討が必要。</li> </ul>	<p>(1)部会の開催に向け、部会長の助言のもと、検診担当医師に相談。委員の内諾を得る。 左記の課題について、①対策型検診の目的等を住民へ周知すること、②検診にかかる報告書(各様式)の統一を図り、精度管理に必要なデータを管理する体制を検討すること③読影医、撮影従事者の情報を市町村が管理する体制を整備すること等、助言をいただき、課題を整理した。</p>	
子宮頸がん		<ul style="list-style-type: none"> <li>1次検診の結果によって精密検査の方法が(組織診か細胞診)異なるため、従来の精密検査結果報告書では結果が正確に把握できない。</li> <li>県の実施要領において、対策型検診として推奨される子宮頸がん、と推奨されない体がんが混在しており、国の指針に基づく検診要領に整理する必要がある。</li> </ul>	<p>(1)国がんより示された精密検査結果の記入方法(地域保健健康増進事業報告)を参考に、医師会に説明、資料を作成し、各精密検査医療機関へ送付。</p> <p>(2)部会長に助言をいただき、精密検査依頼書兼結果報告書を改定し、平成30年度より使用できるよう市町村へ周知。集合契約の個別医療機関へは、契約時に医師会より周知予定。</p> <p>(3)国の指針に基づく検診内容、様式改定等に伴う実施要領は改訂作業中(年度末)</p>	